

土岐市定住促進奨励金について

定住人口の増加を図り、活力あるまちづくりを進めるため、定住することを目的とした住宅を取得された方に奨励金を交付します。



※「取得」とは？ ⇒ 住宅を新築または購入し、所有権の保存または移転の登記をすることをいいます。

1. 対象者

以下の全てを満たす方が対象となります。

- ① 土岐市に転入した日の前日から起算して過去1年の間、または転入した日から起算して5年を経過した日までに取得した対象住宅に居住した方
 - ② 共有で取得した場合、申請者世帯の合算した持ち分が2分の1以上ある方
 - ③ 転入前3年間土岐市に住所のない方
 - ④ 対象住宅を取得した年度の4月1日現在の年齢が50歳以下の方
 - ⑤ 世帯員全員に市税等の滞納がない方
 - ⑥ 対象住宅を取得した日または土岐市に転入した日のいずれか後の日から6カ月以内に交付申請が可能な方
- ※ ①の「住宅を取得した日」は所有権の保存の登記または所有権の移転の登記をした日、「転入した日」は住民票の「住民となった日」となります。

2. 奨励金の額

奨励金の額

25万円

3. 申請方法・期間

『土岐市定住促進奨励金交付申請書』に必要事項を記入の上、「4. 必要となる書類」を添えて提出してください。

申請期間は、「対象住宅を取得した日」、「土岐市に転入した日」のいずれか後の日から6ヶ月以内となります。期間を過ぎた場合は、申請できません。

4. 必要となる書類

- ・ 誓約書及び同意書
- ・ 工事請負契約書または売買契約書のコピー
- ・ 建物登記事項証明書（コピー可）
- ・ 対象住宅の建物平面図（間取図）のコピー

5. 奨励金の交付

申請書提出後、市による審査を行い、交付決定通知書により申請者に通知します。通知を受理後、『土岐市定住促進奨励金交付請求書』に記入・押印の上、提出してください。

交付請求書を市で確認した後、指定された口座へ奨励金を振込みます。

※ 不交付の場合は、不交付決定通知書により申請者に通知します。

6. 奨励金の返還

奨励金の交付後、正当な事由がなく対象住宅の所有者が第三者に変更されたときや対象住宅に居住しなくなったときは、交付決定の日から起算して、期間に応じた額を市に返還していただくことになります。

- | | | |
|---|--------------|------------|
| ① | 交付決定の日から1年未満 | 奨励金の全額 |
| ② | 〃 1年以上2年未満 | 奨励金の3分の2の額 |
| ③ | 〃 2年以上3年未満 | 奨励金の3分の1の額 |

※ 虚偽の申請及び不正な行為が判明したときや市長が必要と認めたときは、期間に関わらず奨励金の全部または一部を返還していただくことがあります。

【問合せ先】

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口 2101 土岐市市民活動課

TEL : 0572-54-1111 (内線 357) E-mail : katsudou@city.toki.lg.jp

